



茨城県報

第 2663 号

平成27年2月5日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 指定障害児通所支援事業者の指定（2件）（障害福祉課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（2件）（障害福祉課）…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（障害福祉課）…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（2件）（障害福祉課）…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新（障害福祉課）…………… 4
- 大規模小売店舗の変更の届出（4件）（中小企業課）…………… 4
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正（農業経営課）…………… 8
- 保安林の指定の予定（林業課）…………… 9
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（漁政課）…………… 9
- 定款変更の認可（2件）（農村計画課）…………… 9
- 道路の区域の変更（5件）（道路維持課）…………… 10
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 12
- 公有水面埋立ての免許の出願（港湾課）…………… 12
- 土地改良区の解散に伴う清算人の退任（2件）（農林事務所）…………… 14

（選挙管理委員会）

- 選挙管理委員会第2回定例会の招集…………… 15

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 15
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）…………… 16
- 農用地利用配分計画の認可（農業経営課）…………… 17
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（都市計画課）…………… 17
- 開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）…………… 22
- 軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所）…………… 22
- 入札公告（2件）（広報広聴課）…………… 22

●入札公告 (税務課)	30
●入札公告 (つくば地域振興課)	35
(病 院 局)	
●入札公告	37
正 誤	
●平成27年 1 月26日付け茨城県報第2660号中	40

告 示

茨城県告示第94号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成27年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0852400092	運動遊びと療育支援	守谷市中央二丁目16-20	株式会社 スマイルライフ	取手市井野団地三丁目19番101	平成27年 2月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第95号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成27年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0854300027	放課後等デイサービス 遊学館境教室	猿島郡境町染谷1496-1	株式会社 アイライフ	常総市水海道森下町4501番地	平成27年 2月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0813100286	ケアホーム あいの家	東茨城郡茨城町小幡北山2765番61	社会福祉法人 梅の里	東茨城郡茨城町小幡北山2766番36	平成27年 2月1日	短期入所

茨城県告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0814200028	介護サービス 八千代指定居宅介護 事業所	結城郡八千代町菅谷 2126-1	有限会社 介護サ ービス八千代	居宅介護 重度訪問 行動援護	平成26年 10月31日

茨城県告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0812000131	自然生クラブ	つくば市臼井1623-18	特定非営利活動法 人 自然生クラブ	就労移行支援	平成27年 1月31日

茨城県告示第99号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定をしたので告示する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療 の 種 類	管理薬剤師の 氏 名	指定年月日
ウララ訪問看護リハビリ ステーション	土浦市田中3-2-33	訪問看護	-	平成27年2月1日

茨城県告示第100号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）の氏名	指 定年月日
コスモファーマ薬局荻崎店	つくば市天宝喜730-1	薬局（調剤）	足立治樹	平成27年 2月1日
木ノ下薬局牛谷店	古河市東牛谷815-3	薬局（調剤）	亀田光淑	平成27年 2月1日
ウララ訪問看護リハビリステーション	土浦市田中3-2-33	指定訪問看護事業者等	-	平成27年 2月1日

茨城県告示第101号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）の氏名	指 定年月日
まりも薬局	牛久市中央5-12-18-102	薬局（調剤）	近藤 恵都子	平成27年 2月1日

茨城県告示第102号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新をしたので告示する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）の氏名	指定更新年月日
印南クリニック	稲敷郡阿見町荒川本郷1329-1	病院・診療所	印南隆一	平成26年 12月1日
南山堂薬局石岡本店	石岡市東府中13458-92	薬局（調剤）	黒澤謙一	平成26年 4月1日
かわわだ薬局	水戸市河和田1-1828-10 グランスクエア赤塚102	薬局（調剤）	山本大	平成27年 2月1日
日本調剤日立薬局	日立市中成沢町1-16-1	薬局（調剤）	永田勇貴	平成27年 2月1日
コスモファーマ薬局西原店	水戸市新原1-3-8	薬局（調剤）	沓掛由香	平成27年 3月1日
アーバン薬局	牛久市女化町223-6	薬局（調剤）	川崎俊樹	平成26年 5月1日

茨城県告示第103号

大規模小売店舗舗地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間

縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社マルトグループホールディングス

代表取締役 安 島 浩

(2) 住所

福島県いわき市勿来町窪田十条 3 番 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト SC 那珂

那珂市菅谷字杉前525番 5 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社マルトグループホールディングス

代表取締役 安 島 浩

福島県いわき市錦町重殿25番地

(変更後) 株式会社マルトグループホールディングス

代表取締役 安 島 浩

福島県いわき市勿来町窪田十条 3 番 1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 平成24年 4 月 1 日

イ 平成21年 5 月22日 外

(4) 変更の理由

ア 本社移転のため

イ 社長交代のため 外

3 届出年月日

平成27年 1 月19日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第104号

大規模小売店舗舗立法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名（個人の場合は届出者氏名）

株式会社マルトグループホールディングス

代表取締役 安 島 浩

(2) 住所

福島県いわき市勿来町窪田十条3番1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト SC 那珂

那珂市菅谷字杉前525番5 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後8時50分

(変更後) 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時45分～午後9時

(変更後) 午前7時45分～午後11時15分

(3) 変更の年月日

平成27年2月19日

(4) 変更の理由

店舗の運営計画の見直しを図ったため

3 届出年月日

平成27年1月19日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第105号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名 (個人の場合は届出者氏名)

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河 内 伸 二

- (2) 住所

栃木県小山市大字卒島1293番地

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品ひたちなか店

ひたちなか市大字東石川1567-1 外

- (2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 241台

(変更後) 107台

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所

(変更後) 3箇所

- (3) 変更の年月日

平成27年9月20日

- (4) 変更の理由

駐車場内にテナント棟を誘致するため

3 届出年月日

平成27年1月19日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第106号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名 (個人の場合は届出者氏名)

鈴木興産株式会社

代表取締役 鈴 木 勝 久

- (2) 住所

常総市水海道淵頭町4567番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴木興産第2テナントビル (仮称) カワチ薬品水海道店
常総市水海道淵頭町字伏木4550番1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,428㎡

(変更後) 2,830㎡

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 83台

(変更後) 130台

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時

(変更後) (開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後8時45分

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時30分

(変更後) 午前8時30分～午後9時

カ 駐車場の自動車の出入口の位置

(3) 変更の年月日

ウ 平成27年2月4日

ア・イ・エ・オ・カ 平成27年3月13日

(4) 変更の理由

施設配置を変更するため

3 届出年月日

平成27年1月20日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第107号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)の一部を次のように改正する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

別表1中「0.40%」を「0.45%」に改める。

別表2中「0.8%」を「0.6%」に改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成27年1月22日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第108号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

北茨城市華川町小豆畑字猿田2734番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第109号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の 申出を受ける漁業協同組合
日立市河原子町2-19-18 関 二三 外1名	河原子	久慈町漁業協同組合

茨城県告示第110号

吉田用水利改良区から平成26年12月17日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成27年1月28日認可した。

平成27年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第111号

大野土地改良区から平成26年12月10日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成27年1月30日認可した。

平成27年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
		メートル		メートル	
土浦市中央二丁目3番44号から 土浦市木田余字樋ノ口1625番5まで	(A) 旧	最大 24.7		3,392	
土浦市若松町3966番9から 土浦市木田余字池下2506番5まで	(B) 旧	最大 58.0		1,452	
土浦市立田町3番18から 土浦市木田余字池下2506番5まで	新(B)	最大 58.0		3,712	旧道移管 区域除外 区域編入
		最小 9.2			

茨城県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市木田余字樋ノ口1627番5まで 土浦市木田余字樋ノ口1615番9まで	旧	メートル 最大 51.6 最小 31.2	メートル 25.4	
		新	最大 51.6 最小 33.5	25.4 現 道 拡 幅

茨城県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成27年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大竹鉦田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鉦田市畑田1432番13地先から 鉦田市安塚570番1地先まで	旧	メートル 最大 19.0 最小 7.2	メートル 737	
		新	最大 19.0 最小 7.3	340 区 域 除 外

茨城県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成27年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大竹鉦田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鉦田市白塚681番28から 鉦田市畑田957番8地先まで	旧	メートル 最大 54.0 最小 16.0	メートル 2,073	
		新	最大 55.2 最小 14.7	2,084 区 域 除 外 及 び 編 入

茨城県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡田伏土浦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市手野町字根田28番4から 土浦市中央二丁目838番地先まで	旧	メートル 最大 53.0 最小 4.0	メートル 4,129	
	新			区 域 除 外

茨城県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 大竹鉾田線
- 2 供用開始の区間 鉾田市畑田646番10から
鉾田市畑田964番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月20日

茨城県告示第118号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による公有水面埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示するとともに、当該申請の内容を記載した書面及び関係図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年2月5日

茨城港港湾管理者の長 茨城県知事 橋 本 昌

- 1 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - 所 在 地 茨城県水戸市笠原町978番6
 - 名 称 茨 城 県
 - 代表者住所 茨城県水戸市大町2丁目1番33号 県公舎
 - 代表者氏名 茨城県知事 橋本 昌
- 2 埋立区域
 - (1) 位 置

茨城県那珂郡東海村大字照沼字渚768番7から同県ひたちなか市大字長砂字渚163番59に至る間の地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点のうち、①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ平成 5 年 3 月 29 日付け茨城県港指令第 17 号の免許に係る埋立ての埋立て区域と公有水面との境界線 (D.L.+1.36メートルにより決定) により囲まれた区域。

- ①の地点 茨城県那珂郡東海村大字照沼字堀米 917 番 1 の国土地理院照沼二等三角点 (北緯 36 度 26 分 16 秒 6113, 東経 140 度 35 分 22 秒 9592) から 181 度 59 分 55 秒 2,935.66 メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 90 度 00 分 00 秒 663.81 メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 101 度 54 分 27 秒 16.53 メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 113 度 48 分 55 秒 9.60 メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 146 度 54 分 34 秒 20.09 メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 180 度 00 分 00 秒 748.80 メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 213 度 05 分 26 秒 20.09 メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 246 度 11 分 05 秒 9.60 メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 258 度 05 分 33 秒 16.53 メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 270 度 00 分 00 秒 581.25 メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 180 度 00 分 00 秒 2.96 メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 270 度 00 分 00 秒 82.82 メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 0 度 00 分 00 秒 399.67 メートルの地点

(3) 面 積

557,574.68 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚 163 番 61 から同県那珂郡東海村大字照沼字渚 768 番 7 を経て同県ひたちなか市大字長砂字渚 163 番 21 に至る間の地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点のうち、㊦の地点から㊧の地点までを順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線により囲まれた区域。

- ㊦の地点 茨城県那珂郡東海村大字照沼字堀米 917 番 1 の国土地理院照沼二等三角点 (北緯 36 度 26 分 16 秒 6113, 東経 140 度 35 分 22 秒 9592) から 114 度 48 分 50 秒 2,795.45 メートルの地点
- ㊩の地点 ㊦の地点から 90 度 00 分 00 秒 1,030.00 メートルの地点
- ㊪の地点 ㊩の地点から 180 度 00 分 00 秒 1,350.00 メートルの地点
- ㊫の地点 ㊪の地点から 270 度 00 分 00 秒 1,250.00 メートルの地点
- ㊬の地点 ㊫の地点から 0 度 00 分 00 秒 730.00 メートルの地点
- ㊭の地点 ㊬の地点から 90 度 00 分 00 秒 220.00 メートルの地点

(3) 面 積

1,551,100.00 平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地, 保管施設用地, 緑地, 道路用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

埋立てに関する工事に着手した日から 17 年 11 月

6 出願の年月日

平成27年1月28日

7 関係図書等の縦覧場所

(1) 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部港湾課

(2) 那珂郡東海村照沼字渚768番47

茨城県茨城港湾事務所

(3) ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市企画部企画調整課

8 縦覧の期間

平成27年2月5日から平成27年2月25日まで

茨城県告示第119号

清算法人里屋土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年2月5日

茨城県県北農林事務所長 楡 井 真 一

退 任

氏 名	住 所
永 嶋 昇	常陸大宮市野口1556番地
浅 川 健 彦	常陸大宮市野口平161番地の1
川 又 決 明	常陸大宮市野口454番地
小 林 新 一	常陸大宮市野口1156番地
小 林 康 男	常陸大宮市野口1178番地
小 林 信 也	常陸大宮市野口1402番地の1
小 林 勲	常陸大宮市野口1395番地
青 木 克 己	常陸大宮市野口1512番地
長 山 勝 善	常陸大宮市野口平686番地の1

茨城県告示第120号

清算法人鶉野土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年2月5日

茨城県県南農林事務所長 石 井 仁

退 任

氏 名	住 所
野 澤 幾 夫	阿見町うずら野四丁目 1 番地 1
宮 岡 忠 男	阿見町うずら野二丁目 11 番地 28
吉 田 恭 久	阿見町うずら野一丁目 20 番地 5
萩 原 孝 司	阿見町うずら野一丁目 40 番地 29
石 井 義 孝	阿見町うずら野一丁目 29 番地 3
宮 本 一 民	阿見町大字荒川本郷 1332 番地 1
直 井 操	土浦市荒川沖東 2 丁目 23 番 41 号
松 島 保 徳	阿見町大字小池 411 番地

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第14号

平成27年第2回定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月5日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成27年2月10日(火)午後1時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 第4回定例会の日程等について
- (2) 選挙無効請求事件について
- (3) 市町村選挙の結果について
- (4) 政治団体の設立届出等の状況について
- (5) その他

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年3月22日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成27年1月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 さんきち

3 代表者の氏名

江田 五六

4 主たる事務所の所在地

茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2336番地21

5 定款に記載された目的

この法人は、東海村域内の遊休農地の保全に関する事業を行い、地域の環境保全を図るとともに、地域住民の健全な心身の増進を図り活力ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

~~~~~

**●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成27年3月19日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成27年1月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 新和会

（設立認証：平成24年4月4日、設立：平成24年4月11日）

## 3 代表者の氏名

藤井 信之

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県かすみがうら市稲吉南三丁目2番1号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会の人々が地域の障がい者の自立支援、高齢者問題を協同して解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、関係機関との連携を図ることによって障がい者福祉や高齢者福祉、少子化問題ならびに緊急災害時の社会秩序、復興支援に対してのNPOを含む人々の自発的活動を支援し、明るい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成27年3月26日まで、茨城県生活環境部生活文化課 県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成27年1月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 らぼーる朋

(設立認証：平成18年9月22日，設立：平成18年10月10日)

3 代表者の氏名

松永 幹雄

4 主たる事務所の所在地

茨城県ひたちなか市大字馬渡1141番地6

5 定款に記載された目的

この法人は、障害にある人々に対して、地域生活に必要な福祉環境を整え、自立した生活及び社会参加活動を支援し、すべての人が同じ地域のなかで同じ人として認め合い、心豊かに生き生きと暮らせるノーマライゼーション社会を実現し広く地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

●農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第4項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社茨城生科研	笠間市押辺2124番地53	笠間市上郷字馬場3117番 ほか10筆

2 認可年月日

平成27年2月5日

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

稲敷東部台都市計画下水道の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることのできる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会を開催しない。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成27年 2月20日 午後 2時00分	美浦村役場 3階 会議室	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 平成27年 2月13日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類、名称及び面積

種 類	名 称	面 積
公共下水道	美浦村公共下水道	排水区域面積 約648ha (うち処理区域面積) 約648ha

(2) 都市計画の内容

・排水区域の変更

(3) 都市計画を変更する土地の区域

排水区域

〈汚水〉

追加する部分

美浦村 大字宮地	字沢田及び字外沢田の全部 字菟満田及び字内沢田の各一部
大字受領	字八枚, 字刈満田, 字小狭間, 字イヌウマ, 字沢田及び字野中の各一部
大字大須賀津	字沢田の全部
大字大谷	字外沢田, 字内沢田, 字庚申峰, 字西ノ入, 字貝塚及び字根古屋の各一部
大字木原	字沢田の一部
大字興津	字興津の一部
大字茂呂	字栗山作の一部

〈雨水〉

追加する部分

美浦村 大字宮地	字沢田及び字外沢田の全部 字菟満田及び字内沢田の各一部
大字受領	字八枚, 字刈満田, 字小狭間, 字イヌウマ, 字沢田及び字野中の各一部
大字大須賀津	字沢田の全部
大字大谷	字外沢田, 字内沢田, 字庚申峰, 字西ノ入, 字貝塚及び字根古屋の各一部

大字木原	字沢田の一部
大字興津	字興津の一部
大字茂呂	字栗山作の一部

(4) 案の作成理由

美浦村公共下水道は、霞ヶ浦及び高橋川などの公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的として、霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画を上位計画とし、平成10年10月に排水区域約398haを都市計画決定したものである。平成10年12月には、このうち約90haの事業認可を受け下水道事業に着手し、整備を進めてきた。

その後、2回の都市計画の変更を経て排水区域を約613haとし、そのうち約404haの整備が完了しており、進捗率は平成26年3月末時点で約65.9%である。

今回、排水区域の拡大を行う地区は、木原、美駒の両市街化区域からそれぞれ約1kmの間地点に位置し、美浦村役場や中央公民館、光と風の丘公園等が集積する行政サービス拠点となっている役場周辺地区の一部(約35ha)である。この地区は国道125号が横断しているほか、同路線のバイパス(都市計画道路美浦・江戸崎線)の延伸整備が進められており、交通利便性のさらなる向上が見込まれている。

今般、村の都市計画の見直しに伴う役場周辺地区における地区計画の策定に併せ、当該地区の一部を排水区域に追加し、都市の健全な発展と生活環境及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、霞ヶ浦及び高橋川をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり排水区域を変更するものである。

(5) 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 平成27年2月5日から平成27年2月13日まで

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先に同じ

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4588

(2) 稲敷郡美浦村大字受領1515

美浦村役場経済建設部都市建設課

電話 029-885-0340

別 掲

公 述 申 出 書

稲敷東部台都市計画下水道の変更案の作成に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 _____ 稲敷東部台都市計画下水道の変更 _____

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

_____ (印)

年 齢

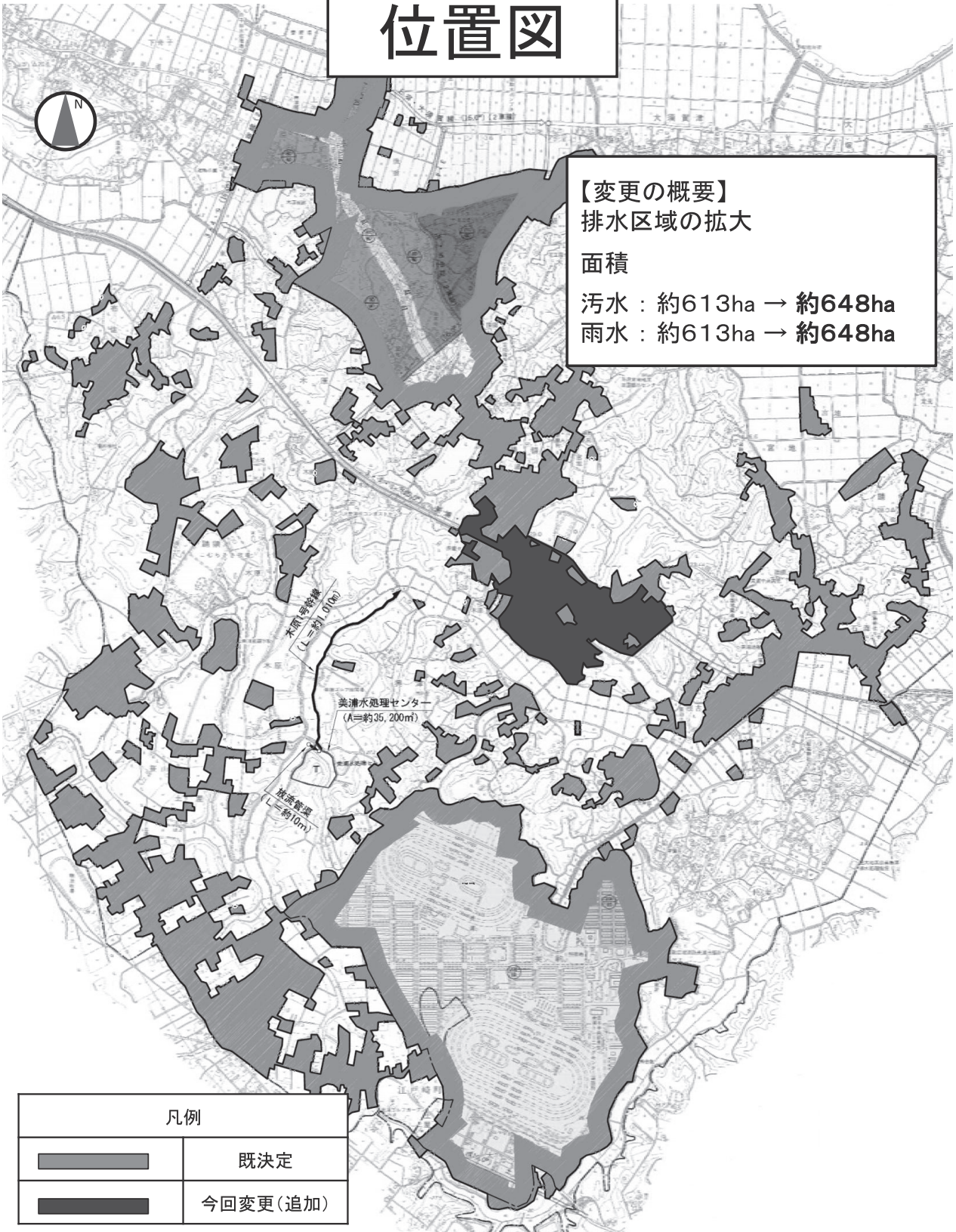
_____ 歳

職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

位置図



●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市筒戸字諏訪1901番3

2 事業主の住所及び氏名

千葉県柏市大室1217番地

松 丸 睦, 松 丸 礼 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字大福田字榎戸2203番1, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡五霞町大福田758番地

正徳寺

代表役員 大 谷 在 浄

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成27年1月27日以降無効とする。

平成27年2月5日

茨城県常陸太田県税事務所長 近 藤 文 雄

用途	種類	記号及び番号	枚数	有効期間	販売業者の所在地及び名称
農業	100リットル	G202680	1枚	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日	那珂市瓜連1638 弘和堂石油 瓜連給油所

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県広報広聴課 県民広報担当

電 話 029-301-2128

F A X 029-301-6330

電子メールアドレス koho3@pref.ibaraki.lg.jp

2 競争入札に付する事項

(1) 調達に係る役務

平成27年度茨城県広報紙「ひばり」の制作（編集，印刷，製本等）及び配送業務

1 回につき 1,000,000部 12回発行

(2) 調達に係る役務の仕様等

1 の担当部局で交付する入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

(4) 納入場所

県の指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子調達システムの利用

本案件は，入札参加申請，入札書の提出等を電子調達システムで行う対象案件である。

そのため，この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は，原則として，5(1)及び6(1)により資料の提出等を行うものとする。

ただし，電子調達システムによる参加が困難である者は，5(2)アに定める手続により1の担当部局の承認を得ることで，本案件に，紙入札（書面による入札書を提出することをいう。以下同じ。）により参加することができる。

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし，茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお，新規に入札参加資格を得ようとする者は，所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上，次に示す場所に提出すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局 会計管理課 会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

(4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号に規定する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 入札保証金

競争入札参加者は，県が別に定める日までに，入札金額の100分の5に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）の入札保証金を県に納付すること。ただし，茨城県財務

規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 143 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する。

5 入札に参加するための手続等

(1) 電子入札方式による手続

ア 電子調達システムの利用者登録等

競争入札参加者のうち、資料の提出、届出及び入札を電子調達システムにより行おうとするものは、平成 27 年 3 月 5 日（木）午後 5 時までには有効な IC カード（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。）を取得し、かつ、茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了しておくこと。

【電子調達システムの URL】

<https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

（又は <http://www.pref.ibaraki.jp/kaikai/kaini/densityoutatu/index.html>）

イ 入札参加資格等の確認

(ア) 競争入札参加者は、平成 27 年 3 月 5 日（木）午後 5 時までには、電子調達システムによる送信により、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を 1 の担当部局に提出すること。

なお、入札保証金の全部又は一部の免除を希望する場合にあっては、その旨を記載した書面及び次のいずれかの書類を添付すること。

- a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結していることを証する書類
- b 過去 2 年間における広報紙等の制作の実績が分かる書類

(イ) 受付通知及び結果通知

a 発注者は、電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

b 入札参加資格の審査結果及び入札保証金の納付期限その他の入札保証金の納付に関する事項については、平成 27 年 3 月 12 日（木）までに、証明書等審査結果通知書により通知する。参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

なお、不合格の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できないので、留意すること。

(2) 紙入札方式による手続

ア 紙入札による参加を希望する場合の手続

紙入札による参加を希望する者は、平成 27 年 3 月 5 日（木）午後 5 時まで（郵送の場合は、必着）に、郵送又は持参により、所定の紙入札方式参加承認願を 1 の担当部局に提出し、1 の担当部局の承認を得ること。

イ 入札参加資格等の確認

(ア) 競争入札参加者は、平成 27 年 3 月 5 日（木）午後 5 時まで（郵送の場合は、必着）に、郵送又は持参により、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を 1 の担当部局に提出すること。

なお、入札保証金の全部又は一部の免除を希望する場合にあっては、その旨を記載した書面及び次のいずれかの書類を添付すること。

- a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結していることを証する書類
- b 過去 2 年間における広報紙等の制作の実績が分かる書類

(イ) 結果通知

入札参加資格の審査結果及び入札保証金の納付期限その他の入札保証金の納付に関する事項については、平成 27 年 3 月 12 日（木）までに、証明書等審査結果通知書により通知する。参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

なお、不合格の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できないので、留意すること。

6 入札書の提出場所等

(1) 電子入札方式による手続

ア 電子調達システムの URL

5(1)アに示す URL に同じ。

イ 入札説明書の交付期間

平成27年2月5日(木)から同月20日(金)まで(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出方法

茨城県電子調達実施要領に基づき、電子調達システムにより入札書を作成し、エの期限までに、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子調達システムに係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

エ 入札書の受領期限

平成27年3月20日(金)午前10時

オ 開札の日時及び場所

平成27年3月20日(金)午前10時 茨城県庁 入札室3(茨城県庁舎行政棟1階)

カ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、エの入札書の受領期限までに電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

(2) 紙入札方式による手続

ア 紙入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

1の担当部局に同じ。

イ 入札説明書の交付期間

平成27年2月5日(木)から同月20日(金)まで(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出方法

別添の入札書に必要な事項を記入・押印の上、封書によりエの期限まで(郵送の場合は、必着)に1の担当部局に直接持参し、又は郵送(簡易書留とすること。)すること。

なお、封書は封かんし、表には「入札書在中」と朱書し、入札に係る案件番号、調達案件名、開札日及び入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。

エ 入札書の受領期限

平成27年3月20日(金)午前10時

(郵送の場合は、平成27年3月19日(木)午後5時必着)

オ 開札の日時及び場所

平成27年3月20日(金)午前10時 茨城県庁 入札室3(茨城県庁舎行政棟1階)

カ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、エの入札書の受領期限までに、郵送(必着)又は持参により、辞退届を1の担当部局に提出すること。

7 入札に係る質疑

(1) 質問方法及び回答方法

この入札について質問がある場合は、(2)の期間内に、電子調達システム又は質問事項を記載した所定の質問書を添付した電子メールにより、1の担当部局に提出すること。

(2) 質問受付期間

平成27年2月5日(木)から同月20日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

全ての質問について、平成27年2月24日(火)午後5時までに、電子調達システム又は電子メールにより回答する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定等

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

再度入札は、1回とし、再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(4) 契約保証金

落札者は、県が別に定める日までに、契約金額の100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)の契約保証金を県に納付すること。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第1号又は第3号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 当該調達に係る平成27年度予算が否決された場合又はその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失う。

(7) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of the service to be required :

publishing and delivering of Ibaraki Prefecture's newsletter "Hibari" 1,000,000×12 copies

(2) Delivery place:

Location specified by Ibaraki Prefecture

(3) Contract period :

From the signing to 31 March , 2016

(4) Time limit for tender :

0:00 AM, 20 March, 2015 in case of by hand

5:00 PM, 19 March, 2015 in case of by mail

(5) Contact point for the notice :

Public Relations Division, Ibaraki Prefectural Government,
978-6, Kasahara-cho Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan 310-8555
Phone : 029-301-2128

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県広報広聴課 県民広報担当
電 話 029-301-2128
F A X 029-301-6330
電子メールアドレス koho3@pref.ibaraki.lg.jp

2 競争入札に付する事項

(1) 調達に係る役務

茨城県広報紙「ひばり」(以下「ひばり」という。)の新聞折込みによる県が別に定める日刊新聞紙を購読している茨城県内の全世帯(官公庁及び事業所を除く。)への配布業務

(2) 調達に係る役務の仕様等

1の担当部局で交付する入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

(4) 納入場所

県の指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、1部当たりの単価を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に提出すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局 会計管理課 会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号に規定する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県内全域の新聞販売店に対し、県が別に定めるひばりの新聞折込みの日に合わせて、ひばりを確実に迅速に配送することができる者であること。

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、県が別に定める日までに、入札金額に県が別に定めるひばりの年間折込数の見込数を乗じて得た額の100分の5に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の入札保証金を県に納付すること。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第143条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

5 入札参加資格等の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、平成27年3月5日（木）午後5時まで（郵送の場合は、必着）に、郵送又は持参により、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を1の担当部局に提出すること。

なお、入札保証金の全部又は一部の免除を希望する場合にあっては、その旨を記載した書面及び次のいずれかの書類を添付すること。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結していることを証する書類

イ 過去2年間における広報紙等の新聞折込みの実績が分かる書類

- (2) 結果通知

入札参加資格の審査結果及び入札保証金の納付期限その他の入札保証金の納付に関する事項については、平成27年3月12日（木）までに、証明書等審査結果通知書により通知する。参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

なお、不合格の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できないので、留意すること。

6 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

1の担当部局に同じ。

- (2) 入札説明書の交付期間

平成27年2月5日（木）から同月20日（金）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札書の受領期限

平成27年3月23日（月）午前10時

（郵送の場合は、平成27年3月20日（金）午後5時必着）

- (4) 提出方法

持参又は郵送

- (5) 開札の日時及び場所

平成27年3月23日（月）午前10時 茨城県庁入札室3（茨城県庁舎行政棟1階）

- (6) 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、(3)の入札書の受領期限までに、郵送（必着）又は持参により、

辞退届を 1 の担当部局に提出すること。

7 入札に係る質疑

(1) 質問方法及び回答方法

この入札について質問がある場合は、(2)の期間内に、所定の質問書を電子メールにより、1 の担当部局に提出すること。

(2) 質問受付期間

平成27年2月5日(木)から同月20日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

全ての質問について、平成27年2月24日(火)午後5時までに電子メールにより回答する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定等

茨城県財務規則第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

なお、1 回目の入札で落札者がいない場合、郵送による再度入札を希望する者がいないときは直ちに、郵送による再度入札を希望する者があるときは7日以内に、再度入札を行うものとする。

再度入札は、1 回とし、再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(4) 契約保証金

落札者は、県が別に定める日までに、契約金額の100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)の契約保証金を県に納付すること。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第1号又は第3号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 当該調達に係る平成27年度予算が否決された場合又はその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失う。

(7) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of the service to be required :

The distribution of the Ibaraki Prefecture's newsletter "Hibari" to each household in the Prefecture using newspaper delivery services

(2) Delivery place :

Location specified by Ibaraki Prefecture

(3) Contract period :

From the signing to 31 March, 2016

- (4) Time limit for tender :
10:00 AM, 23 March, 2015 in case of by hand
5:00 PM, 20 March, 2015 in case of by mail
- (5) Contact point for the notice:
Public Relations Division, Ibaraki Prefectural Government,
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan 310-8555
Phone : 029-301-2128

~~~~~

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成27年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部税務課 税務電算担当

電話 029-301-2435

FAX 029-301-2449

2 入札に付する事項

(1) 業務の名称

税務総合オンラインシステム機器運用管理及びオペレーション等業務

(2) 業務の内容

税務総合オンラインシステムに係るサーバ及び端末の運用管理業務並びにオペレーション業務等

なお、詳細は、「入札説明書」で示す内容

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 履行場所

茨城県総務部税務課（茨城県水戸市笠原町978番6）外5県税事務所及び3県税事務所支所等

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ下記に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手, 提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

- (4) 茨城県税及び消費税(地方消費税を含む。)の滞納がないこと。
- (5) 国, 地方公共団体等の税務システムの運用管理業務に関する契約を締結し, 当該契約を履行した実績があること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 7(5)の書類の提出をすること。
- (8) 7(5)の書類の提出時又は提出後において, 本委託業務の履行能力についての経済上及び技術上の要件等について, 税務課から説明を求められた場合, 税務課の指定する期日までに, 競争入札参加者の負担において関係職員(税務課職員)に説明できる者であること。
- (9) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

#### 4 資料の提出, 入札及び通知の方法

この調達には, 資料の提出, 入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL: <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお, 電子調達システムによりがたいものは, 1の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては, 1の担当部局に紙入札承諾願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書等の閲覧期間及び場所

##### (1) 入札説明書及び契約担当課

入札説明書については, 契約担当課での交付とする。

##### ア 期間

入札公告の日から平成27年3月2日(月)まで

(茨城県の休日定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで。

##### イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 総務部税務課税務電算担当(県庁8階)

##### (2) 仕様書及び契約担当課

仕様書については, 構成情報等の守秘情報を含むことから, 電磁的記録によらず, 紙による閲覧とする。

##### ア 期間

入札公告の日から平成27年3月2日(月)まで

(茨城県の休日定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで。

##### イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 総務部税務課税務電算担当(県庁8階)

#### 6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は, 入札説明書, 仕様書等に対する質問がある場合は, 次のとおり電子調達システムにより質問すること。

##### ア 質問受付期間

公告の日から平成27年2月26日(木)午後5時までとし、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

1の担当部局

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成27年3月2日(月)午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 競争入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3(3)から(5)、及び(7)に係る書類を競争入札参加者の負担により添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成27年3月5日(木)午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

(5)の書類を入札参加者電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵便又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

1の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成27年3月9日(月)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

(5) 提出書類

ア 3(3)の資格を有すると認められた競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 法人等の登記簿謄本の写し

ウ 県税事務所が発行する茨城県税において未納がないことを証する納税証明書(原本1通)

エ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(原本1通)

オ 本委託業務に係る業務体制、個人情報保護体制及び緊急時の連絡・対応体制を示す書類

カ 国、地方公共団体等の税務システムの運用管理業務に関する契約を締結し、当該契約を履行した実績を示す書類

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、1の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表には「入札書在中」と朱書き表記し、裏に開札日、入札に係る案件番号及び調達案件名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税等額抜き）を入札書に記載すること。入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年3月20日（金）午後5時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 1 の担当部局に必着のこと。

### (3) 開札場所及び日時

#### ア 場所

総務部税務課内（県庁舎 8 階）

#### イ 日時

平成27年3月23日（月）午後1時30分

## 9 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号 以下「財務規則」という）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 12 落札者の決定等

- (1) 茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、1 の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 14 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 15 契約書作成の要否

要

## 16 詳細は入札説明書による。

## 17 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) この調達に係る平成 27 年度歳出予算案が否決された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は、効力を失う。

## 18 Summary

- (1) Name of Contract:  
Online taxation system application management and operational outsourcing
- (2) Fulfillment period:  
From 1 April 2015 through 31 March 2016
- (3) Time-limit for tender:  
5:00 p.m. March 20, 2015
- (4) Contact point for the notice :  
Tax Affairs Division,Ibaraki

Prefectural Government  
 978-6, Kasahara-cho Mito - shi ,Ibaraki -Ken, Japan 310-8555  
 Phone: +81- (0) 29-301-2435

## ●入札公告

保留地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成27年2月5日

つくばみらい都市計画事業  
 伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業  
 施行者 茨城県  
 代表者 茨城県知事 橋 本 昌

### 1 売払物件（土地）

| 土地の所在及び地番               | 種別 | 地目 | 面積      |
|-------------------------|----|----|---------|
| つくばみらい市陽光台三丁目25番4及び26番3 | 土地 | 宅地 | 805.10㎡ |

※ 対象物件は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第96条第2項に規定する「保留地」である。

※ 対象物件は、全筆一括して分譲する。

※ 用途地域は、準住居地域（建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント）である。

### 2 予定価格（最低売却価格）

60,624,000円

### 3 土地の用途

戸建住宅の敷地の用途に供すること。

### 4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加する者は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。

ア 戸建住宅（以下「住宅」という。）を建設して当該住宅と共に土地を最終譲受人へ譲渡する事業又は自ら（その子会社を含む。）を請負人とする建築請負契約により住宅を建設することを条件として土地を最終譲受人へ譲渡する事業を営む者であって、土地の引渡しの日から5年以内に、「伊奈・谷和原地区住宅事業者向け用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「Ⅳ 設計指針」及び各種法令等に適合した住宅の建設及び分譲を行うことができる者であること。

※最終譲受人とは、自ら又は親族等が居住するために住宅及びその敷地又は住宅を建設することを条件に土地を譲り受ける者をいう。

イ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を有する者であること。

ウ つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成16年茨城県規則第64号）第10条に規定する一般競争入札に参加することができない者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定す



る暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めるなどしているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 茨城県の県税を滞納していないこと。

ク 保留地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、前記(1)アの要件をいずれかの構成員が備えていること、また、前記(1)イからクまでの要件については、全ての構成員が備えていること。

## 5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

### (1) 入札説明書の配布場所

ア 茨城県企画部つくば地域振興課

茨城県水戸市笠原町978番 6

イ 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル 2 階）

### (2) 入札説明書の配布期間

平成27年 2 月 5 日（木）から同月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和32年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（2 月19日は午後 4 時まで）

### (3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を次のとおり提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成27年 2 月18日（水）及び19日（木）

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

ウ 提出場所 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル 2 階）

## 6 入札の日時及び場所

| 日 時             | 場 所                 |
|-----------------|---------------------|
| 平成27年 2 月20日（金） | 水戸市笠原町978番 6        |
| 午前10時           | 茨城県庁舎 行政棟 1 階 入札室 1 |

## 7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定方法



- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は 1 回とし、再度の入札は行わない。

#### 9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額（1円未満切上げ）を、入札保証金として納付すること。  
 なお、この入札保証金には、利子を付さない。

#### 10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が茨城県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は茨城県に帰属する。

#### 11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、茨城県が示す契約条項により茨城県と保留地売買契約を締結するとともに、売買代金を茨城県が発行する納入通知書により一括して茨城県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~  
 (病 院 局)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成27年2月5日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び年間予定数量

寝具類等

<内 訳>

・寝具類	14品目	240,280枚(個)
・治療用布製品(既製品)	12品目	179,385枚
・治療用布製品(特注品)	17品目	47,260枚

(2) 借入物品の特質等

賃貸物件の性能等に関し、入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借契約期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。ただし、平成27年度の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(4) 納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院 施設課 リネン室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿において「リース・レンタル」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課 会計指導室 調度担当

電話：029-301-4875（直通）

- (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマーク制度の寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。
- (5) 一般社団法人日本病院寝具協会と業務代行保証契約を締結している者であること。
- (6) 平成25年度から26年度の期間中に、当病院と同等規模以上の病院において、同程度のリネン物品賃借の履行実績があること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、問合せ先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院 事務局経理課 担当 千葉

電話：0296-77-1121 内線：2021

- (2) 入札説明書の公告期間等

平成27年2月5日（木）から平成27年3月5日（木）までの期間、茨城県立中央病院及び茨城県病院局経営管理課ホームページにおいて公告。

- (3) 入札書の受領期限

平成27年3月17日（火）午前10時00分

（郵送による入札の場合は、書留郵便により、平成27年3月16日（月）午後5時までに3(1)に示す場所に必着のこと。）

- (4) 開札の日時及び場所

平成27年3月17日（火）午前10時00分

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に2の各資格を証明する書類を添付して3の(1)に示す場所に、平成27年3月6日(金)午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により回答する。

ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県病院局会計規程(茨城県病院事業管理規程第21号)第117条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程第115条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rental;

Bedding, etc. 1set

(2) Rental period;

From 1 April 2015 through 31 March 2016

(3) Rental place;

Ibaraki Prefectural Central Hospital 6528 Koibuchi, Kasama-city, Ibaraki-ken.
309-1793 Japan

(4) Time-limit for tender;

17:00, 16 March 2015 in case of mail

10:00, 17 March 2015 in case of by hand

(5) Contact point for the notice;

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Central Hospital.

6528 Koibuchi, Kasama-city, Ibaraki-ken, 309-1793 Japan.

Phone:0296-77-1121 ex 2021



正 誤

平成27年1月26日付け茨城県報第2660号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から16	環境影響評価方法書の縦覧について	環境影響評価評価書の縦覧について
18	上から6	環境影響評価方法書の縦覧について	環境影響評価評価書の縦覧について
18	上から22	方法書の縦覧の場所, 期間及び時間	評価書の縦覧の場所, 期間及び時間

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)